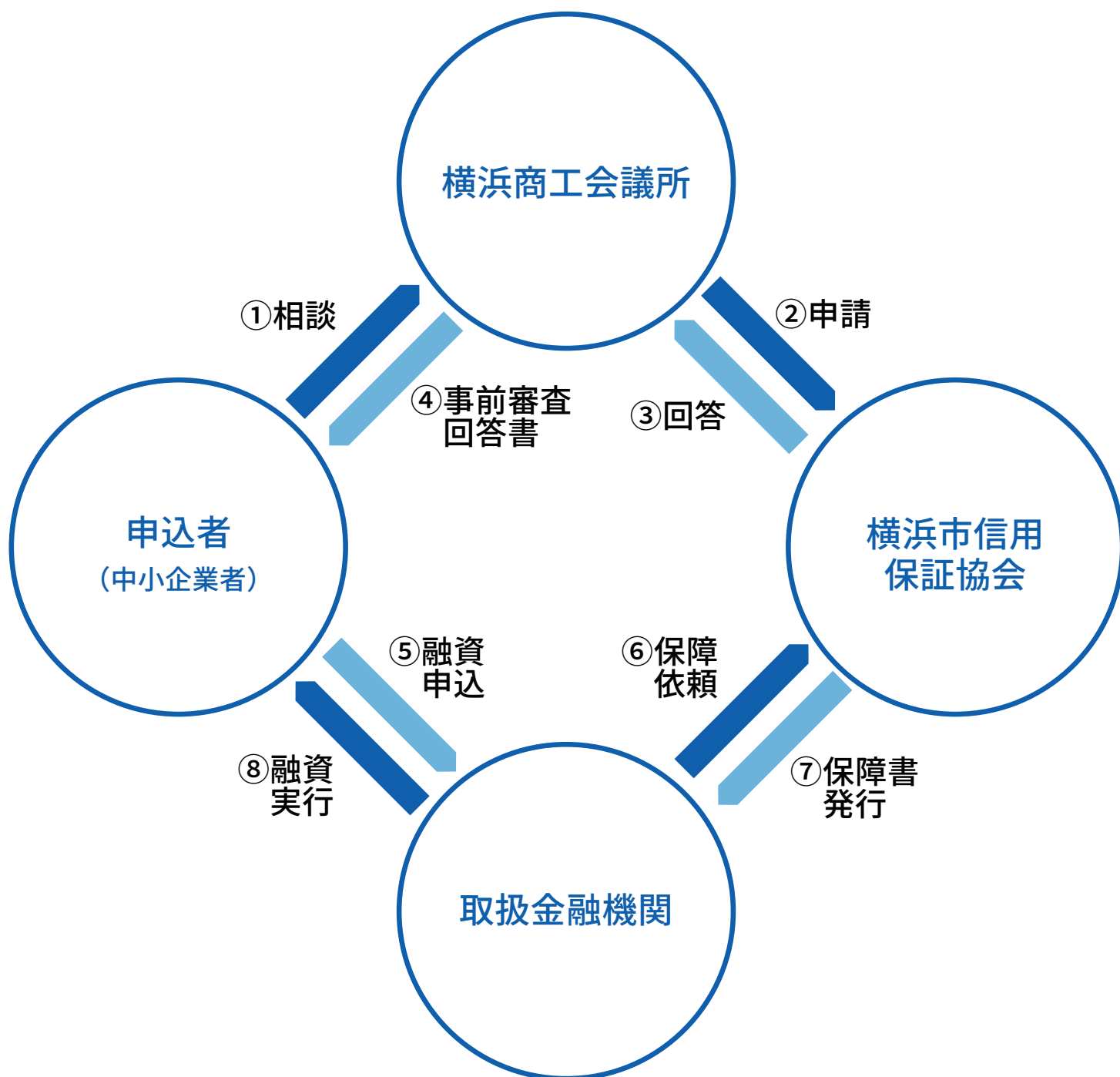


◎横浜市信用保証協会提携◎

横浜商工会議所会員限定保証

無担保一般別枠 **1000** 万円保証

急な資金需要にも **「スピーディー」** にお応えします。



一横浜商工会議所会員限定保証一

ご利用できる方の要件

①横浜商工会議所の会員歴が6ヶ月以上で、会費の滞納がなく、本制度の利用にあたり当該会員であることの確認を受けた中小企業者。

②商工会議所の会員歴が6ヶ月未満の場合は、経営指導員による経営指導を6ヶ月以上受けており、会費の滞納がなく、本制度の利用にあたり当該指導を受けていることの確認を受けた中小企業者。

(注) 所在地、企業規模、業種、許認可の有無等により、ご利用いただけない場合があります。

ご利用内容

資金使途

運転資金及び設備資金 ※他の債務の借款は不可

保険限度額

一企業 1,000 万円以内

※ただし、無担保一般保証枠 8,000 万円の別枠とし、既保証分を含め 2 億 8,000 万円を限度とする。

保証期間

7 年以内

保証料率

一般料率

取扱金融機関

横浜銀行、神奈川銀行、横浜信用金庫、湘南信用金庫、商工中金、川崎信用金庫、かながわ信用金庫等

返済方法

元金均等返済又は元利均等返済（据え置き可）

ただし、融資期間 1 年以内の運転資金については一括返済も可能。

適帯保証人

原則として、法人の場合は代表者個人。個人の場合は原則不要

担保

不要

貸付利率

金融機関所定利率

申込書類

個人

- 実印
- 前年・前々年の確定申告書・決算書
- 最近の月別集計表
- 最近の確定申告にかかる税金の領収書

法人

- 実印（個人）
- 前年・前々年の確定申告書・決算書
- 最近の試算書（決算語 6 ヶ月経過の場合）
- 最近の確定申告にかかる税金の領収書

お問い合わせ先

横浜商工会議所 中小企業経営相談センター

東部支部担当課 671-7519

西部支部担当課 671-7525

南部支部担当課 671-7529

北部支部担当課 671-7538

経営支援課 671-7463

また、設備資金の場合は見積書・契約書等（記名・捺印があるもの）の写しも持参して下さい。